

障害福祉サービス 利用者負担のご案内

川越市 福祉部 障害者福祉課

障害福祉サービスの利用者負担のしくみ

1. 負担の範囲

障害福祉サービスは、サービス利用料の原則 1 割を利用者が負担し、他の部分を市が負担します。
(実費負担部分は原則利用者負担です)

利用する障害福祉サービス	サービス利用料	実費負担（事業所により異なります。）			
自宅で利用するサービス (居宅介護など)	<u>サービス利用料</u>	外出支援のサービスを利用する場合は 交通費等の負担が発生する場合があります。			
通所して利用するサービス (短期入所、生活介護、就労移行・ 就労継続支援など)	<u>サービス利用料</u>	食費	光熱水費等	日用品費等	
入所して利用するサービス (施設入所、グループホームなど)	<u>サービス利用料</u>	食費	光熱水費等	日用品費等	家賃 (グループホームのみ)

2. 上限月額

利用するサービスの量等によっては利用者の負担が過大になってしまう恐れがあるため、負担の「上限月額」を設定し、利用者の負担が一定以上にならないようにしています。

利用者負担上限月額には有効期間が定められており、少なくとも年 1 回見直しを行います。

所得区分		負担上限月額
生活保護	生活保護「世帯」	0 円
低所得	市民税非課税「世帯」	0 円
一般 1	市民税課税「世帯」で 1, 2 のいずれかに該当する方	
	1 居宅で生活しており, a, b のいずれかに該当する方※	
	a: 市民税所得割 16 万円未満の障害者	9, 3 0 0 円
	b: 市民税所得割 28 万円未満の障害児	4, 6 0 0 円
一般 2	2 20 歳未満の施設入所者で市民税所得割 28 万円未満の方	9, 3 0 0 円
	市民税課税「世帯」(一般 1 に該当する方を除く)	3 7, 2 0 0 円

※グループホーム・ケアホームに居住する方、宿泊型自立訓練を受けている方は除きます。

所得区分を判定する際の「世帯」の範囲

種別	「世帯」の範囲
18 歳以上の障害者（施設に入所する 18、19 歳を除く）	障害者及び配偶者
障害児（施設に入所する 18、19 歳を含む）	保護者の属する世帯

1 つの世帯に所得のある方が複数名いる場合には、市民税所得割額の合計額で判断します。

Q 所得が下がったので有効期間の途中で利用者負担上限月額を見直してもらうことはできますか？

A 可能です。市民税額の年度の切り替わりは毎年 7 月 1 日に行われますので、切り替わり以降に利用者負担上限月額の見直しを行うことが出来ます。見直しの際には障害者福祉課にて申請が必要となります。なお、見直しは申請の翌月から適用となります。つまり、6 月に見直しの申請を行えば、年度の切り替わりに合わせて見直しを行うことが出来ます。

サービス利用料（利用者負担額等）の軽減制度

利用者の負担が増えすぎないように、同一世帯における障害福祉サービス等の利用者負担額が高額となった場合の還付や、実費負担部分の軽減など、さまざまな措置が設けられています。

1. 高額障害福祉サービス等給付費【要申請 ※領収書の添付が必要】

同じ世帯内に以下のサービスを 1 人の方が併用されている場合や利用する方が複数いる場合等で、世帯の利用者負担月額合計額が高額障害福祉サービス等給付費等算定基準額（原則 37,200 円。なお障害児の特例あり）を超えた場合、超えた分についてお返しするものです。

合算対象となるサービス ①の利用者負担額に②～④の利用者負担額を合算します

- ① 障害福祉サービス（障害福祉サービス受給者証記載のサービス）
+
- ② 児童福祉法に基づく障害児入所支援、障害児通所支援
- ③ 障害福祉サービスと介護保険サービスを併せて利用している場合の介護保険サービス
※同一人が利用している場合に限りです。
※高額介護サービス費・高額介護予防サービス費により償還された費用を除きます。
- ④ 障害者総合支援法に基づく補装具費の支給を受け購入・修理を行った補装具

2. 新高額障害福祉サービス等給付費【要申請 ※領収書の添付が必要】

以下のとおり対象者が①②③④の全ての要件を満たす場合、申請により平成 30 年 4 月以降の障害福祉サービスに相当する介護保険サービスの利用者負担額が償還されます。

対象者 以下の要件を全て満たす方。

- ① 65 歳になるまでに 5 年以上、居宅介護、重度訪問介護、生活介護、短期入所のいずれかの支給決定を受けていた方で、平成 30 年 4 月以降に訪問介護、通所介護、短期入所生活介護、地域密着型通所介護、小規模多機能型居宅介護のいずれかを利用している方。
- ② 当該利用者が 65 歳に達する前日に属する年度（4 月～6 月に 65 歳に達した場合には前年度）において、利用者及び同一世帯の配偶者が市民税非課税「世帯」または生活保護「世帯」に属している方（申請対象月の属する年度においても同様であることが必要）。
- ③ 65 歳に達するまでに介護保険法による保険給付を受けていない方。
- ④ 65 歳に達する前日において障害支援区分 2 以上の方。

※新高額障害福祉サービス等給付費の算定は、高額介護サービス費、高額医療合算介護サービス費の決定後となるため、前年 8 月から当年 7 月利用分の申請に対する支給は翌年 4 月以降になります。

サービス利用料（利用者負担額等）の軽減制度

3. 特定障害者特別給付費（補足給付）

□ 入所施設を利用する場合

一定額が手元に残るように食費・光熱水費の実費負担の一部を軽減します。

対象者 20歳以上：市民税非課税「世帯」または生活保護「世帯」に属する方
20歳未満：全世帯の方

□ グループホームを利用する場合

月額1万円を上限とした家賃負担の一部を軽減します。

対象者 市民税非課税「世帯」または生活保護「世帯」

4. 食費の人件費支給による軽減措置

通所系サービスや短期入所を利用した場合、食費の人件費相当分を軽減します。

対象者 市民税非課税「世帯」または市民税所得割16万円未満「世帯」の方
(障害児については28万円未満「世帯」)



個々の状況や申請する減免の種類によって必要となる書類が異なります。

詳しくは下記までお問合せください。

お問い合わせ

川越市役所 障害者福祉課

☎ 給付担当 049-224-6312（請求について）

☎ 福祉サービス担当 049-224-6317（受給者証について）

✉ 各担当共通 shogaisha@city.kawagoe.saitama.jp